

老人福祉施設等整備事業補助金交付要綱

(平成 19 年 3 月 20 日付け 18 長福第 517 号社会部長通知)

一部改正(平成 24 年(2012 年)4 月 13 日付け 24 健長介第 37 号健康福祉部長通知)

一部改正(平成 25 年(2013 年)2 月 22 日付け 24 健長介第 610 号健康福祉部長通知)

一部改正(平成 25 年(2013 年)11 月 25 日付け 25 健長介第 474 号健康福祉部長通知)

一部改正(平成 26 年(2014 年)3 月 28 日付け 25 健長介第 682 号健康福祉部長通知)

一部改正(平成 27 年(2015 年)3 月 17 日付け 26 介第 628 号健康福祉部長通知)

一部改正(平成 28 年(2016 年)2 月 18 日付け 27 介第 478 号健康福祉部長通知)

一部改正(平成 29 年(2017 年)3 月 9 日付け 28 介第 513 号健康福祉部長通知)

一部改正(平成 31 年(2019 年)3 月 22 日付け 30 介第 517 号健康福祉部長通知)

一部改正(令和 5 年(2023 年)6 月 1 日付け 5 介第 257 号健康福祉部長通知)

(趣旨)

第 1 この要綱は、市町村(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人、公益法人等(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 2 条第 1 号に規定する公益社団法人、同条第 2 号に規定する公益財団法人、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)の規定により設立された一般社団法人及び一般財団法人、農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)の規定に基づき設立された農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法(昭和 23 年法律第 200 号)の規定に基づき設立された消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会をいう。別表 1 において同じ。)、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 39 条第 1 項に規定する医療法人(知事が特に認めた者を含む。以下同じ。)又は日本赤十字社法(昭和 27 年法律第 305 号)による日本赤十字社が行う老人福祉施設等施設整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、社会福祉法人の助成の手続に関する条例(昭和 32 年長野県条例第 32 号)及び補助金等交付規則(昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。)に定めのあるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助額)

第 2 第 1 に規定する補助金の対象となる事業及び補助額は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

(補助対象経費等)

第 3 第 1 に規定する補助金の対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 施設整備(施設整備と一体的に整備されるものの整備であって、知事が必要と認めた整備を含む。)に要する工事費又は工事請負費(門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の整備に要する費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。)
 - (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)に要する費用
 - (3) 解体撤去に要する工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に要する賃借料、工事費又は工事請負費(知事が必要と認めた施設に限る。)
- 2 対象経費の額は、対象経費の実支出額(ユニット型施設についてはユニット居室部分を除く。)から寄附金その他の収入額(設置主体が社会福祉法人、公益法人等、医療法人又は日本赤十字社である場合にあっては、その他の収入のうち寄附金以外のものの額。)を控除した額とする。
- 3 前年度以前からの継続事業においては、補助額を算定する場合には、補助を受けた初年度の算定方法及び単価を適用する。

(交付の条件)

第 4 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき又は補助事業の内容のうち次に掲げ

る事項に係る変更をしようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないときは速やかに知事に報告して、その承認又は指示を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合の収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。
- (4) 補助事業者は、補助事業に係る契約を締結したときは、そのつどその旨を当該契約締結の日から 10 日以内に知事に報告すること。
- (5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納入せることがあること。
- (6) 補助事業を行う者が市町村である場合にあっては、別に定める様式により当該補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、補助事業者が市町村以外である場合にあっては、補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、それぞれ補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加の価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬこと。
- (7) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (8) 市町村以外の者が事業を行うために締結する契約については、定款及び経理規程等に定める手続に基いて適正に行うとともに、一般競争入札に対するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。なお、理事又はその親族が役員となっている業者等、特別の利害関係を有する者は、原則として入札に参加できないものであること。
- (9) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等寄附金配分金又は公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (10) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条の規定により指定された土砂災害警戒区域内において、入所施設で定員が 30 人以上の社会福祉施設（以下「大規模入所施設」という。）の施設整備を実施する場合には、別に定める土砂災害警戒区域内における大規模入所施設（社会福祉施設）の整備に対する補助金交付の基準によるものとすること。

（申請書、関係書類及び提出期限）

第 5 規則第 3 条に規定する申請書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 老人福祉施設等整備事業補助金交付申請書
- (2) 申請額算出内訳書
- (3) 事業計画書
- (4) 補助事業に係る歳入歳出予算書又は歳入歳出予算見込書の抄本
- (5) 確認書

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

（変更承認の申請等）

第 6 第 4 の規定による報告又は承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするとき 老人福祉施設等整備事業計画変更承認申請書
- (2) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき 老人福祉施設等整備事業中止（廃止）承認

申請書

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき　老人福祉施設等整備事業完了期限延長承認申請書
- (4) 補助事業に係る契約を締結したとき　老人福祉施設等整備事業契約締結報告書

(交付申請の取下げ)

第7 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、老人福祉施設等整備事業補助金交付申請取下書を知事に提出して行うものとする。

(工事着工報告)

第8 老人福祉施設等整備事業を行う補助事業者は、工事に着工したときは、着工の日から5日以内に老人福祉施設等整備事業着工報告書により、知事に報告するものとする。

(状況報告)

第9 補助事業者は、12月末日現在の補助事業の遂行状況を、翌月の10日までに老人福祉施設等整備事業進捗状況報告書により知事に報告するものとする。

(実績報告書、関係書類及び提出期限)

第10 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 老人福祉施設等整備事業実績報告書
- (2) 精算額内訳書
- (3) 事業実績報告書
- (4) 補助事業に係る歳入歳出決算（見込）書の抄本

2 前項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認通知書を受理した日とする。）から起算して1月を経過した日又は交付決定のあつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

3 規則第12条第1項後段の規定による実績報告書は、老人福祉施設等整備事業年度終了実績報告書によるものとし、交付決定のあつた日の属する年度の翌年度の4月10日までに知事に提出するものとする。

(補助金の概算払)

第11 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、老人福祉施設等整備事業補助金概算払請求書を知事に提出して行うものとする。

(補助金の精算払)

第12 補助事業者が事業完了後補助金の精算払を受けようとするときは、老人福祉施設等整備事業補助金精算払請求書を知事に提出して行うものとする。

(返還期限延長申請等)

第13 規則第16条第3項の規定による返還期限の延長申請は、老人福祉施設等整備事業補助金返還期限延長申請書を、返還請求の取消しの申請は、老人福祉施設等整備事業補助金返還請求取消申請書をそれぞれ知事に提出して行うものとする。

(加算金及び延滞金の免除申請)

第14 規則第17条第7項の規定による加算金又は延滞金の免除申請は、老人福祉施設等整備事業補助金返還加算金（延滞金）免除申請書を知事に提出して行うものとする。

(財産処分等)

第15 規則第19条第1項第2号に規定する知事等が指定する機械及び重要な器具並びに同項第3号に規定する知事等が指示する財産は、取得価格又は効用の増加の価格が単価30万円以上のものとする。

2 規則第19条第1項に規定する財産処分の承認申請は、老人福祉施設等整備事業財産処分申請書によるものとする。なお、具体的な承認の手続及び基準については「厚生労働省所管一般会

計補助金等に係る財産処分について（平成 20 年 4 月 17 日老発第 0417001 号厚生労働省老健局長通知）」に準じるものとする。

3 規則第 19 条第 2 項第 2 号に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に定めるところによるものとする。

（事前着手）

第 16 補助事業は、原則として交付決定後に着手するものとするが、やむを得ない事由により、交付決定前に着手する必要がある場合には、老人福祉施設等整備事業指令前着手届を事業着手前に知事に提出するものとする。

（申請書等の様式）

第 17 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

（書類の経由及び提出部数）

第 18 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄保健福祉事務所の長を経由するものとする。

2 前項の書類の提出部数は、正副 2 部とする。

附 則

（適用期日）

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年（2012 年）4 月 13 日付け 24 健長介第 37 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年（2013 年）2 月 22 日付け 24 健長介第 610 号）

この要綱は、公布の日から適用する。

附 則（平成 25 年（2013 年）11 月 25 日付け 25 健長介第 474 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 4 第 10 号の規定は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年（2014 年）3 月 28 日付け 25 健長介第 682 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年（2015 年）3 月 17 日付け 26 介第 628 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年（2016 年）2 月 18 日付け 27 介第 478 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年（2017 年）3 月 9 日付け 28 介第 513 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年（2019 年）3 月 22 日付け 30 介第 517 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年（2023 年）6 月 1 日付け 5 介第 257 号）

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から適用する。

(別表1)

下記ア又はイにより算出した金額のうち、いずれか低い額を補助額と定める。

ア 下記に定める補助単価に整備床数(施設数)を乗じた額の合計額

イ 補助対象経費に1/2を乗じて得られた額(千円未満切り捨て)

補助金の対象となる事業	施設区分	整備区分 ※注	補助単価／単位	設置主体
老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設のうち養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム(定員30人以上)の整備	養護老人ホーム	創設1	3,342千円/床	市町村 社会福祉法人
		創設2	4,120千円/床	
		増築	3,342千円/床	
		改築	4,398千円/床	
	特別養護老人ホーム	創設1	3,342千円/床	市町村 社会福祉法人 農業協同組合 連合会(公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもの。)
		創設2	4,120千円/床	
		増築	3,342千円/床	
		改築	4,222千円/床	
老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設のうち老人短期入所施設(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併設されるものに限る。)及び軽費老人ホーム(定員30人以上であって、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウスに限る。)の整備	養護老人ホームに併設される老人短期入所施設	創設	1,935千円/床	市町村 社会福祉法人
	特別養護老人ホームに併設される老人短期入所施設	創設	1,759千円/床	市町村 社会福祉法人 農業協同組合 連合会(公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもの。)
	特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス	創設	3,342千円/床	市町村 社会福祉法人
介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設(定員30人以上)の整備	介護老人保健施設	創設1	25,750千円/施設	社会福祉法人 公益法人等 医療法人 日本赤十字社
		創設2	30,088千円/施設	
		改築	25,750千円/施設	
介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業所の整備	訪問看護事業所	創設	4,120千円/施設	市町村 社会福祉法人 公益法人等 医療法人 日本赤十字社

※注1 「創設1」「創設2」の区分について

「創設1」・・・「創設2」の適用要件に該当しない創設

「創設2」の適用要件（下記1～3のすべてを充たすこと）

1 整備する施設の敷地（建築基準法施行令第1条第1号）に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が含まれないこと

2 ユニット型施設整備であること

3 下記の要件のうち地域及び整備の実情に応じ、2項目以上に該当すること

ア. 施設設置市町村から福祉避難所の指定を受けること

イ. 定員数の1割相当の短期入所（ショートステイ）床を整備すること

ウ. 省エネ等環境に配慮した施設整備であること

（具体的には、①コージェネレーションシステム、②省エネルギー型ボイラー、③ヒートポンプ方式熱源装置、④燃料電池発電設備、⑤省エネルギー型吸収式冷温水器、⑥LED照明設備、⑦太陽熱利用設備、⑧太陽光発電装置、⑨風力発電設備 のいずれかのシステムを導入すること）

エ. 長野県福祉サービス第三者評価を受審すること

※注2 「改築」は、原則として建設後の経過年数が25年以上で、整備の緊急性が高いと認められるものを対象とする。

(別表2)

補助金の対象となる事業	整備区分	補助率	設置主体
老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設（定員30人以上）の耐震化改修	耐震化改修 (大規模改修)	対象事業費（48,700円／m ² ×施設の床面積を上限とする。）の1／2	市町村 社会福祉法人 農業協同組合 連合会(公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもの。)